

○法政大学専門職大学院学則

規定第749号

一部改正 2005年 4月 1日 2006年 4月 1日
2006年 6月 1日 2007年 4月 1日
2008年 4月 1日 2009年 4月 1日
2010年 4月 1日 2010年 9月21日
2011年 4月 1日 2012年 4月 1日
2013年 4月 1日 2014年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学則は、法政大学大学院学則第2条第1項にもとづき、法政大学大学院の専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本専門職大学院の目的)

第2条 本専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻)

第3条 本専門職大学院として次の研究科、専攻を置く。

- (1) 法務研究科 法務専攻
- (2) イノベーション・マネジメント研究科 イノベーション・マネジメント専攻
同 アカウンティング専攻

(専攻の目的)

第3条の2 イノベーション・マネジメント研究科各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) イノベーション・マネジメント専攻は、社会や企業の中でイノベーションを起こしていく人材の育成を目的としている。社会の発展のためには、常に新しいことに挑戦する個人や組織の存在が欠かせない。高い倫理観と志を持ち、リスクを計算しながら、大胆な発想と行動力によってイノベーションを実行していく人材、すなわち真の意味での「企業家」の養成をめざす。
- (2) アカウンティング専攻は、会計専門職を企業や組織の経営・管理の現場において会計の知識をベースにさまざまな分野で活躍できる専門職であると考え、会計の現場では国際的な感覚と高度な倫理観をそなえた人材が要請されているという観点から、「経営の現場感覚に鋭敏で、会計の国際化に対応できる、倫理観に優れた会計専門職」を養成することを理念としている。
- (3) 法務研究科法務専攻の目的は、第25条に定めるところによる。

(修業年限)

第4条 本専門職大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の専攻に、標準修業年限が1年の課程を併置し、主として実務経験を有する者に対して、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導等の適切な方法により教育を行う。

- (1) イノベーション・マネジメント研究科 イノベーション・マネジメント専攻

(学生定員)

第5条 各研究科各専攻の収容定員は次の表にしめすとおりにする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
法務	法務	60	180
イノベーション・マネジメント	イノベーション・マネジメント	60	80

イノベーション・マネジメント	アカウンティング	50	100
合計		170	360

(1) イノベーション・マネジメント専攻の入学定員は、1年制40名、2年制20名とする。

第2章 教員組織及び運営組織

(研究科長)

第6条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科教授会の議にもとづき、研究科の重要事項を行う。

(副研究科長)

第7条 各研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(研究科教授会)

第8条 研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、所属する専任の教員によって構成する。

3 研究科教授会の議長は研究科長とし、研究科長に差し支えあるときは副研究科長または研究科教授会の指名する教授がこれを代行する。

4 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。ただし、当該専攻に係わる事項については、第8条の2に定める専攻委員会に審議を委ねることができる。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び担当者に関する事項
- (3) 試験、単位修得等に関する事項
- (4) 入学、転学、転研究科・専攻、休学、退学その他学生の地位の得喪・変更に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他研究科に関する必要な事項

5 研究科教授会の組織と運営については、この規定に定めるもののほか当該研究科教授会の議決にもとづき別に定めるところによる。

(専攻委員会)

第8条の2 各専攻に、第8条第4項にもとづき研究科教授会から委ねられた事項について審議するため、専攻委員会を置くことができる。

2 専攻委員会は、所属する専任の教員によって構成する。

3 専攻委員会に専攻主任を1名置き、必要な場合には、専攻副主任を2名以内置くことができる。

4 専攻委員会の組織と運営については、この規程に定めるもののほか、当該委員会の議決にもとづき別に定めるところによる。

(専門職大学院運営委員会)

第9条 本専門職大学院に、専門職大学院運営委員会を置く。

2 専門職大学院運営委員会は、専門職大学院運営委員会議長、法務研究科、イノベーション・マネジメント研究科の各研究科長及び副研究科長によって構成し、専門職大学院運営委員会議長が招集する。

3 専門職大学院運営委員会議長は、研究科長の互選により専門職大学院運営委員会の議を経て選出し、その任期は2年とする。

4 専門職大学院運営委員会は、次の事項を審議する。ただし、第1号については研究科教授会の事前の審議を必要とする。

- (1) 専門職大学院学則及び学位規則の改廃に関する事項
- (2) 各研究科間の連絡、調整に関する事項
- (3) その他大学院の教育研究上必要な事項

5 専門職大学院運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数によつ

てこれを決定する。ただし、特に重要な事項は、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

(事務局)

第10条 本専門職大学院の業務運営のため、大学院事務局を置く。

第3章 教育方法等

(授業科目の名称及び単位数)

第11条 授業科目並びに単位数は別表Iのとおりとする。

(修了所要単位数)

第12条 イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻の修了所要単位数は経営診断実習科目を除いて48単位以上で、各科目群の修得単位は次の表にしめすとおりとする。

経営管理修士		経営情報修士	
科目群	修得単位	科目群	修得単位
基礎科目	12単位以上	基礎科目	12単位以上
経営管理修士 専門科目	共通選択科目を含み、 12単位以上	経営情報修士 専門科目	共通選択科目を含み、 12単位以上
応用科目	12単位以上	応用科目	12単位以上

2 イノベーション・マネジメント研究科アカウンティング専攻の修了所要単位数は54単位で、科目ごとの修得単位は次の表にしめすとおりとする。

科目	修得単位
基本科目（会計科目群），基本科目（隣接科目群）	30単位以上
展開・応用科目（会計科目群），関連科目（隣接科目群）	18単位以上

3 法務研究科の修了単位数については、第29条に定めるところによる。

(進級)

第13条 各研究科において定めるところにより、各年次所定の授業科目を履修しない学生又は所定の単位を修得しない学生は進級することができないものとする。

2 法務研究科の進級については、第33条の2に定めるところによる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、合格者に所定の単位を与える。

2 学費を所定の期日までに納付しない者は、試験を受けることはできない。ただし、特別の事由により所定の期日までに納付できない者は、願い出によって許可することがある。

(成績評価)

第15条 専門職大学院における授業科目の成績は、次の表にしめすとおりとする。

評価	評価基準	結果
A+	100～90点	合格（単位修得）
A	89～80点	同上
B	79～70点	同上
C	69～60点	同上
D	59点以下	不合格
E	未受験・他	同上

- 2 学業成績評価は、毎学年末に確定するものとする。ただし、授業期間ごとに評価が定まった科目については、当該授業期間終了時に確定するものとする。

(履修科目登録の上限)

第16条 1年間又は1学期に履修することのできる単位数の上限は、研究科ごとに別に定める。

(他研究科及び専攻の授業科目の履修上限)

第16条の2 イノベーション・マネジメント専攻及びアカウンティング専攻の学生は、他の専攻（他の研究科に属するものを含む）に示された授業科目より、関連ある授業科目を10単位を超えない範囲で履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 各研究科及び専攻は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位をイノベーション・マネジメント専攻は20単位、アカウンティング専攻は30単位を超えない範囲で、各研究科及び専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。
- 3 法務研究科については第28条に定めるところによる。

(入学前の既修単位等の認定)

第18条 各研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、学生が各研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、各研究科に入学した後の各研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、各研究科以外のものについては、前条の規定により各研究科及び専攻で修得したとみなす単位数と合わせてイノベーション・マネジメント専攻は20単位、アカウンティング専攻は27単位を超えないものとする。
- 3 法務研究科については第30条に定めるところによる。

第4章 修了要件及び在学年限

(修了要件)

第19条 イノベーション・マネジメント研究科において専門職学位を得ようとする者の修了要件は次の各号のとおりとする。

- (1) イノベーション・マネジメント専攻2年制の場合は2年以上在学し、かつ第12条に定める修了所要単位数を修得しなければならない。また、同専攻1年制の場合は1年以上在学し、かつ第12条に定める修了所要単位数を修得しなければならない。
 - (2) アカウンティング専攻の場合は2年以上在学し、かつ54単位以上を修得しなければならない。ただし、修士論文を作成する者は、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。修士論文作成に関しては、本専攻の「修士論文作成基準」による。
- 2 法務研究科の修了要件は第26条に定めるところによる。

(在学期間の短縮)

第20条 前条の規定にかかわらず、第18条第1項の規定により各研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を各研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により各研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で各研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 2 法務研究科については第31条に定めるところによる。

(転入学者の修了要件)

第21条 他の大学院専門職学位課程からの転入学者は、大学院専門職学位課程において在学する年数が、通算で標準修業年限に達するものとし、各研究科の定める単位を修得しなければならない。

2 他の大学院専門職学位課程における修得単位の換算については別に定める。
(在学年限)

第22条 各研究科には、各研究科の標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

2 法務研究科については第33条に定めるところによる。

第5章 学位

(学位の授与)

第23条 本専門職大学院修了の認定は、研究科教授会において行い、修了者には専門職学位を授与する。

(学位規則)

第23条の2 この学則に定めるもののほか、学位記授与の時期、その他学位に関し必要な事項は学位規則に定める。

(学位)

第24条 前条の専門職学位は、修了研究科及び専攻により次の各号のとおりとする。

(1) 法務研究科 法務専攻修了者 法務博士(専門職)

(2) イノベーション・マネジメント研究科

イノベーション・マネジメント専攻修了者 経営管理修士(専門職)又は経営情報修士(専門職)

ただし、経営情報修士(専門職)の学位の取得を希望する者は、別表Iに定める設置科目のうち、経営情報修士専門科目を共通選択科目を含み、12単位以上修得し、申請することにより、経営情報修士(専門職)の学位を授与されることができる。

(3) イノベーション・マネジメント研究科

アカウントニング専攻修了者 会計修士(専門職)

第6章 法務研究科

(法務研究科の課程)

第25条 法務研究科法務専攻は平成15年3月31日文科省令第16号による法科大学院であり、専ら法曹養成の教育を行うことを目的とする課程である。

2 法務研究科法務専攻は、優れた人間性と高度な専門知識をもち、複雑化する現代社会の法律問題に対して柔軟かつ適切に対応し、具体的な事件を通じて法を創造していくことのできる創造的能力を持った法曹の養成を目的とする。

(修了要件)

第26条 法務研究科において法務博士(専門職)の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、102単位以上修得するものとする。

(修了の時期)

第26条の2 修了の時期は、3学年の終わりとする。

2 前項にかかわらず、標準修業年限を超えて修了所要単位を満たした者(ただし休学による場合を除く)が所定の手続きを取り、届け出た場合は、研究科教授会の議を経て学年の途中での修了を許可することができる。

3 前項の修了日は9月15日とする。

(入学者選抜)

第27条 法務研究科の入学者選抜にあたっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は

経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

- 2 法務研究科は、入学者の選抜にあたっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第28条 法務研究科は、教育上有益と認められるときは、学生が法務研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を30単位をこえない範囲で法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(修了所要単位数)

第29条 法務研究科の修了所要単位は102単位で、科目群ごとの修得単位は次の表にしめすとおりとする。

科目群	修得単位
法律基本科目群	62単位以上
実務基礎科目群	10単位以上
基礎法学・隣接科目群	4単位以上
展開・先端科目群	22単位以上
実務基礎, 展開・先端科目群のいずれか	4単位以上

(履修制限)

第29条の2 1年間の履修上限単位数(再履修科目も含む)は、第1学年及び第2学年で36単位、第3学年で44単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 法務研究科は、学生の教育研究上有益と認めるときは、学生が法務研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、法務研究科において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項の規定により法務研究科で修得したとみなす単位数と併せて30単位を超えないものとする。

(法務研究科における在学期間の短縮)

第31条 法務研究科は第30条の規定により当法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を当法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得において当法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第32条 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第26条の定めにかかわらず、在学期間については1年を超えない範囲内で在学したものとみなし、単位については30単位を超えない範囲内で修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間を合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第28条第1項及び第2項並びに第30条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(在学年限)

第33条 法務研究科においては同一学年で2年を超えて在学することはできない。

(進級)

第33条の2 法務研究科においては、第1学年の者は、第1学年配当の必修科目から24単位以上取得しなければ第2学年へ進級することができない。

- 2 法務研究科においては、第1学年および第2学年の者は、教授会で定める所定の基準を満たさなければ次学年へ進級することができない。
- 3 法務研究科においては、当該学年の在学期間（休学期間を除く）が1年に満たない者は、次学年へ進級することができない。

第7章 入学、転学、転研究科・専攻、休学、退学、その他

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第35条 入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に3年以上在学した者で、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本専門職大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) 本専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
 - (8) その他本専門職大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 前項第6号の認定並びに第7号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

(入学の志願)

第36条 入学を志望する者は、所定の手続きを行わなければならない。

(入学者選抜)

第37条 入学志願者に対しては、別に定めるところによりその志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。

(入学者の手続)

第38条 入学を許可された者は、別に定める入学金及び授業料等を添えて、所定の書類を指定された入学手続期間中に提出しなければならない。

(転学)

第39条 他の専門職大学院から本専門職大学院へ転学を希望する者については、定員に余裕のある場合に限る。各研究科は、試験等実施の上入学を許可することができる。また、研究科又は専攻の変更に関する願い出があった場合には、各専攻は、正当な事由があると認められる場合に限る。これを許可することができる。

- 2 前項の転学、転研究科・専攻の時期は、学年の始めに限る。

(休学)

第40条 疾病又はその他特別の事情により休学しようとする者は、理由を付して願い出なければならない。

- 2 休学の期間は当該年度又は学期限りとする。ただし、延長を必要とする場合は、通算して3年を限度とし

て、これを認めることができる。この場合は、年度毎に理由を付して願い出なければならない。なお、春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。

- 3 休学期間は第22条、第33条に定める在学年限に算入しない。
- 4 休学者は、春学期又は秋学期の始めでなければ復学することができない。

(法務研究科における通算休学期間の制限)

第40条の2 前条第2項にかかわらず、法務研究科における休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、所定の手続きをとり、その旨届け出なければならない。

- 2 退学の日付は、授業料を含む諸費既納者については退学が認められた日とし、未納者については定められた期間に申し出た場合に限り納入済みの期間の最終日とする。
- 3 死亡による退学は、死亡日をもって退学日とする。

(除籍)

第42条 次の各号の一つに該当する者は、研究科教授会の議を経て除籍する。

- (1) 授業料等を所定の期日までに納入しない者
- (2) 第22条、第33条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第40条第2項及び第40条の2の休学期間を超えた者

(復学及び復籍)

第43条 第41条により退学した者が復学を願い出たときは、研究科教授会の議を経て許可することができる。

- 2 第42条第1項により除籍されたものが復籍を願い出たときは、研究科教授会の議を経て許可することができる。
- 3 前2項の復学及び復籍の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

第8章 学年及び休日

(学年及び学期)

第44条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年は、春学期と秋学期に分け次の各号のとおりとする。
 - (1) 春学期 4月1日から9月15日まで
 - (2) 秋学期 9月16日から翌年3月31日まで
- 3 ただし、イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻における学期は、次のとおりとする。
 - (1) 春学期 導入集中期、春学期、夏期集中期
 - (2) 秋学期 秋学期、期末集中期

(休業日)

第45条 休日及び休業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (2) 法政大学創立記念日(4月10日)
 - (3) 夏季休業 7月24日から9月15日まで
 - (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の休業日はイノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻には適用しない。
 - 3 必要がある場合には、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第9章 学費

(学費)

第46条 各研究科の検定料，入学金，授業料その他の学費は，別表Ⅱのとおりとする。

- 2 授業料は原則として2期に分けて納入するものとし，その納入期限については，1期分は4月末日，2期分は9月末日とする。また，教育充実費についても，原則として2期に分けて納入するものとする。
- 3 イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻において，経営診断実習科目を履修する者は，別表Ⅱに従い，実験実習費を納めるものとする。
- 4 当該修業年限を超えて在学する者については，その者が入学した年度に定められた額を適用し，その学費は次の各号のとおりとする。
 - (1) 課程修了に必要な科目を修得していない者は，授業料及び教育充実費の2分の1とする。ただし，科目1科目以内(2単位科目は0.5科目とする。)未修得の者又はイノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻においてプロジェクト科目のみ未修得の者は4分の1とする。
- 5 留学中においても本専門職大学院の学費は，所定額を納入しなければならない。
- 6 年間休学を許可された者は，別表Ⅱの休学在籍料を納入するものとし，休学該当期間の授業料，実験実習料及び教育充実費の納入を要しない。春学期休学又は秋学期休学を許可された者は休学在籍料の2分の1を減額する。
- 7 退学者が復学を，又は除籍された者が復籍を許可されたときは，再入学金として復学・復籍する年度の入学金の3分の1を納入しなければならない。
- 8 専門職大学院課程の修了に必要な単位を修得せず，標準修業年限を超えて在学する者のうち9月に学位記を授与された者の学費は1期分を納入することにより，足りるものとする。
- 9 特別学生の学費については，別に定める。
- 10 一旦納入した学費その他は還付しない。

(再入学者の学費)

第46条の2 イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻で，経営管理修士(専門職)の学位を取得した者が経営情報修士(専門職)を取得するために，もしくは，情報技術修士(専門職)，又は，経営情報修士(専門職)の学位を取得した者が経営管理修士(専門職)を取得するために再入学した者(以下「イノベーション・マネジメント専攻再入学者」という。)の学費は，入学金を免除し，授業料その他の学費は別表Ⅱのとおりとする。

- 2 再入学者の学費の減免は行わない。

第10章 特別学生

(特別学生の入学と種類)

第47条 各研究科は，定員に余裕のある場合に限り，特別学生の入学を許可する。

- 2 特別学生とは，科目等履修生，委託研修生，研究生，研究員，法務専修生をいう。

(科目等履修生)

第48条 各研究科の授業科目の履修を希望する者があるときは，別に定めるところにより，科目等履修生として受け入れることができる。

(委託研修生)

第49条 公共団体，又はその他の機関より，各研究科に特定の授業科目について修学を委託された場合は，選考の上委託研修生として入学を許可する。

(研究生)

第50条 各研究科において専門職学位を得た者が，更に研究を継続し，本学の施設の利用を希望するときは，別に定めるところにより，研究生として受け入れることができる。

(研究員)

第51条 国内外の大学・研究所その他の機関から特定の主題による研修を委託された場合は、選考の上当該研究者を研究員として受け入れることができる。

(法務専修生)

第52条 法務研究科は、本学専門職大学院法務専攻課程修了者が、さらに法務に関する学修を継続し、本学の施設利用を希望するときは、別に定めるところにより法務専修生として受け入れることができる。

(履修及び研修等の証明書)

第53条 本章により入学を許可した者には、履修及び研修等の証明書を与える。

第11章 研究及び厚生施設

(大学図書館及び付属研究所の図書の利用)

第54条 各研究科の学生は、大学図書館及び付属研究所の図書を利用することができる。

2 図書閲覧に関する規定は、別に定める。

(厚生施設の利用)

第55条 各研究科の学生は、本学の厚生施設を利用することができる。

第12章 賞罰

(賞罰)

第56条 学業怠慢の者、学則又は命令に背いた者、その他学生の本分に悖ると認められた者は、研究科教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。懲戒は譴責、停学、退学の3種とする。

第13章 改正

(改正)

第57条 この学則の改正は、研究科教授会及び専門職大学院運営委員会の議を経て、理事会の決裁を得なければならない。

第14章 雑則

(施行の細目)

第58条 この学則に規定のない事項については、法政大学学則及び法政大学大学院学則による。

2 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 本学則は、2004年4月1日より実施する。

2 本学則は、2005年4月1日から第3条、第4条第1項及び第3項、第5条、第8条第4項、第8条の2、第11条別表I、第12条、第16条の2、第17条、第18条、第19条、第24条、第45条第2項、第46条第3項、第46条別表IIを改正施行する。

3 本学則は、2005年4月1日から第46条の2を改正施行する。

4 本学則は、2005年4月1日から第11条別表I、第33条を改正施行する。

5 本学則は、2006年4月1日より第46条別表IIを改正施行する。

6 本学則は、2006年6月1日より第47条第2項、第52条、別表IIを改正施行する。

- 7 本学則は、2007年4月1日から第4条第3項、第5条、第11条別表I、第12条第1項、第19条、第24条、第46条第2項、第3項、第46条別表II、第46条の2を改正施行する。
- 8 本学則は、2007年4月1日より第3条の2、第11条別表I、第12条、第13条、第19条、第23条の2、第25条、第29条、第32条、第33条の2、第40条、第40条の2、第41条、第42条、第44条、第46条、第46条別表IIを改正施行する。
- 9 本学則は、2008年4月1日より第11条別表Iおよび第15条を改正施行する。
- 10 本学則は、2009年4月1日より第11条別表I、第26条の2、第29条の2、第46条別表IIを改正施行する。
- 11 本学則は、2010年4月1日より第11条別表I、第12条第1項、同条第2項、第19条第1項、第24条を改正施行する。
- 12 本学則は、2010年9月21日より第11条別表Iを改正施行する。
- 13 本学則は、2011年4月1日より第3条の2、第5条、第11条別表I、第19条第1項、第26条、第29条、第29条の2第2項、第46条の2第1項を改正施行する。
- 14 本学則は、2012年4月1日より第3条の2、第11条別表I、第25条第2項、第29条の2第2項、第33条第2項、第33条の2第2項、第3項を改正施行する。
- 15 本学則の第33条の2第2項は、2012年度1年次新入生より適用する。なお、法学既修者については、2013年度入学生より適用する。
- 16 本学則は、2013年4月1日より第11条別表I、第26条の2第3項、第29条の2第2項、第40条第2項、第4項、第43条第3項、第44条第2項、第3項、第45条第1項、第46条第1項<別表II>、第6項を改正施行する。
- 17 本学則は、2014年4月1日より第5条を改正施行する。
- 18 イノベーション・マネジメント研究科アカウンティング専攻は、2015年度から学生募集を停止する。但し、当該専攻は、本学則の施行にかかわらず、2015年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間存続するものとし、教育に関する規程は従前によるものとする。
- 19 本学則は、2014年4月1日より第11条別表I、第18条第2項、第33条の2第1項を改正施行する。

(追47)